

住民票等交付における同性パートナー続柄表記の変更申出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「東京都パートナーシップ宣誓制度」という。）又は足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）及び足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（2足区男発第1509号 令和3年2月10日区長決定）に基づく足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）における続柄表記の変更に関する申出について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象要件)

第2条 この要綱に基づく住民票の写し等の交付における同性パートナー続柄表記の変更申出については、次の各号に挙げる要件を満たすパートナーに限り行うことができるものとする。

- (1) 住民票上、同一世帯であること。
- (2) 養父母又は養子の関係ではないこと。
- (3) 東京都パートナーシップ宣誓制度又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付されたパートナーシップ関係である2者であること。

(続柄変更の申出)

第3条 前条に規定する要件を満たすパートナーは、区長に対し、次の各号に掲げるいずれかの続柄表記への変更を申し出ることができるものとする。

- (1) 夫（未届）
- (2) 妻（未届）
- (3) 縁故者

2 前項の規定による申出については、本人確認書類を提示し、次の各号に掲げる書類を区長へ提出することにより行わなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更申出書（様式第1号）
- (2) 東京都パートナーシップ宣誓制度又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付されたことが確認できるもの

(住民記録システムへの登録)

第4条 区長は、前条の規定に基づく申出を受けた場合、申出の内容等を審査し、住民票の写し等における続柄の変更を認めたときは、当該申出者について次の各号の事項を住民基本台帳管理システム（以下「住民記録システム」という。）に登録する。

- (1) 前条の規定に基づく申出をした者であること。
- (2) コンビニエンスストアでの住民票交付及び広域交付による住民票交付の停止。

(申出の取消し)

第5条 続柄の変更が認められた申出者は、第3条の規定による申出を取り下げようとするときは、パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更取下げ申出書（様式第2号）を添えて区長へ申し出しなければならない。

（住民記録システムへの登録解除）

第6条 区長は、前条の規定による申出を受けたときは、第4条の規定に基づく住民記録システムへの登録を直ちに解除しなければならない。

（住民票又は住民票記載事項証明書の申請）

第7条 第4条の規定により住民記録システムへの登録がされた者（以下「システム登録者」という。）に係る住民票の写し等の交付申請については、次の各号に掲げるいずれかの方法のみとする。

- (1) 戸籍住民課への窓口における申請
- (2) 郵送による申請
- (3) 足立区オンライン申請システムによる申請
- (4) ファクシミリによる申請

（住民票又は住民票記載事項証明書の交付）

第8条 区長は、システム登録者から前条で規定する方法により申請がされた場合には、住民票の写し等に、次の各号に掲げる事項を記載のうえ交付する。

- (1) 本証明書における続柄表記は、東京都パートナーシップ宣誓制度又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者からの申出により変更しています。
- (2) 記載されている続柄表記は、他の行政機関や民間企業等において事実婚としての制度及び事業の取扱いを保証するものではありません。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（7足区戸発4328号 令和8年1月9日 区民部長決定）

この要綱は、令和8年2月1日から施行とする。